

## 休日における戸籍業務及び各種証明書発行業務等の見直しについて

総務部

### 1 概要

本庁及び各行政センターにおいて、日曜日及び土曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日並びに12月29日から翌年の1月3日までの日（以下「市の休日」という。）の午前8時30分から午後5時15分まで実施している戸籍業務、各種証明書発行業務等（日曜日及び土曜日のみ）について、これまでの実績や事務の最適化、マイナンバーカードの普及促進及び職員の働き方改革の観点から見直しを行う。

この見直しにより、本庁及び各行政センターにおける職員の日直業務は、本庁のみとする。また、上総行政センターにおける市民ふれあいサービスコーナーを廃止する。

### 2 見直し内容

#### (1) 戸籍業務の見直し

ア 市の休日に、本庁及び各行政センターで実施している戸籍届出の受付等の業務を、本庁に集約する。

イ 本庁に集約された業務（火葬許可証の発行等を除く。）は、本庁舎の管理業務として事業者へ委託する。

#### (2) 各種証明書発行業務等の見直し

ア 市の休日（日曜日及び土曜日のみ）に、本庁及び上総行政センター（市民ふれあいサービスコーナー）で実施している各種証明書発行業務については、マイナンバーカードによるコンビニ交付サービスの利用を促進することで、業務を終了する。

イ 各種証明書発行業務以外の市民ふれあいサービスコーナーの業務（各種税証明等の取次ぎなど）についても併せて廃止する。

### 3 コンビニ交付サービス

マイナンバーカード（利用者証明用電子証明書が記録されているもの）を取得することにより、年末年始を除く日の午前6時30分から午後11時まで、

コンビニ交付サービスで、印鑑登録証明書、住民票の写し等の証明書を取得することができる。

※戸籍証明書及び戸籍の附票の写しは平日午前9時から午後5時まで

※市の窓口比べ100円安い手数料で取得することができる。

※令和4年3月1日時点でのマイナンバーカードの普及率

全国42.4% 千葉県43.4% 君津市41.0%

#### 4 見直し後の運用開始日

令和4年10月1日

#### 5 今後のスケジュール

令和4年5月～ 広報きみつ5月号掲載、各窓口への掲示、自治会回覧等で  
周知

令和4年10月1日～ 見直し後の運用開始